

生活衛生とちぎ

編集・発行

栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市埴田1-1-20 TEL.028(623)3110
公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市埴田1-3-5 砂川ビル
TEL.028(625)2660

ごあいさつ



(公財)栃木県生活衛生営業指導センター
理事長 加賀田 敏雄

ここに「生活衛生とちぎ」の第125号を発刊するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

柳前理事長から「後進に道を託す」という英断の下、新たに理事長職を拝命されましたが、その数日後、柳前理事長の急逝の知らせを受け、正直気が動転する思いでございます。

改めて、柳前理事長の御霊に衷心から哀悼の意を表します。

会員の皆様には、依然として大変厳しい経営状況にあります。県民に欠くことのできない営業を支援するという社会的使命を全うするため微力ではありますが全力を尽くす所存ですので、前任者の柳前理事長同様に相変わらぬご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

さて、我が国の経済は国内需要が底固く推移し、回復経路に復しているところですが、4月からの消費税率引き上げの反動を受けながらも生産・所得・支出の好循環が維持され、基調的には潜在成長率を上回る成長が期待されているところでもあります。

しかしながら、我々零細脆弱な営業には未だその恩恵はないに等しい状況下にあり、比較的小資本で開業が可能な営業は需要が伸びている分野を中心に新規参入が多く、過当競争が一層過敏になっている傾向にあります。

他方、我々生衛業が法律に規定され、行政ご当局はもとより日本政策金融公庫など多方面からご支援、ご協力をいただいているところですが、超少子高齢化の社会の中で、後継者難、組合員離れと言った社会現象を打破するため、会員の皆様が一丸となって各種事業を積極、果敢に取り組んで行かなければなりません。

このような意味合いからも、県内14の組合が業種を越えて一丸となって邁進していくことが求められており、我々の営業そのものが社会的責務を担えるよう努めて参りますので、引き続き皆様方の尚一層のご支援、ご協力をお願いいたしまして、就任のあいさつといたします。

主な内容

柳 勲氏の生涯 …………… 2	経営特別相談員等研修会 …………… 6
栃木県生活衛生同業組合協議会総会 …… 3	支部長、事務局長、特相員部会長等会議 …… 7
栃木県からのお知らせ …………… 4	クリーニング師等研修会 …………… 8



《 やなぎ いさお
柳 勲氏の生涯 》

柳 勲前理事長におかれましては、誠に残念なことに病氣療養中のところ薬石効なく、去る6月6日（金）に永眠されました。

柳 前理事長は、昭和51年に栃木県興行生活衛生同業組合の第2代理事長に就任され、昭和54年には栃木県生活衛生同業組合協議会の第3代会長として、そして昭和57年からは（公財）栃木県生活衛生営業指導センターの初代理事長として、今日まで県内外において、先進的に日夜生活衛生関係営業の発展及び組織の強化のために君臨されて来られました。

また、公衆衛生の発展のために県内外の各種委員会や審議会の委員として活躍するとともに、栃木県勢全般に協力されるなど多方面にわたって社会の発展ために大きく貢献して来られました。

こうした多年にわたるご功績が認められ、生活衛生功労として栃木県知事、厚生大臣表彰などを受賞されるとともに、平成6年には公衆の利益に貢献した者に授与される「藍綬褒章」を受章されました。

一方、興行者として、柳理事長の映画文化に残された足跡は東映、東宝、松竹、ディズニー・ジャパン等映画会社をはじめ、ブラッド・ピットらの俳優や国内外の映画監督と親交を持つ他、政財界にも幅広い繋がりを持ち、親交を深められておられたことはご案内のとおりであります。

このように柳前理事長は、銀星グループ、ヒカリグループの社長としての御社の発展に極められることはもとより、今日、我々業界が県内外に隆盛を誇られるに到りましたのも、常に先見の明を持ち、りっぱなルールを敷き、リードしてこられたからであります。

柳前理事長は、内に厳然たる強さを潜めている反面、人に対しては極めて温かな態度を持って接し、正に無為に化す「作為は施さなくても、自然に人を教化する」と言った優れた人格者でありました。

私どもが感謝の念に耐えないことは、そのお心の広さ、そして深さであり、優れたご見識と豊かな才能を社会のために貢献された証は我々業界にとって慈父のような存在でありました。

今、正に「暗夜に灯を失った思い」でありまして、そのご教訓は私どもの心の中に深く刻まれており、いつまでも消えることはございません。

もう、これからはどこを探しても柳前理事長にお目にかかることができないのかと思うと、誠に残念でなりません。

ここに、謹んでご永眠を悼むとともに、当業界のために失ったものの大なることを深く悲しむものでございます。

安らかなご冥福をお祈り申し上げます。

（文責：理事長 加賀田 敏雄）



平成26年度栃木県生活衛生同業組合協議会総会

栃木県生活衛生同業組合協議会（以下「協議会」という。）の平成26年度定期総会が加賀田敏雄新会長の下、6月17日(火)午後1時30分から宇都宮市のホテルニューイタヤにおいて盛大に開催された。（写真）

総会に先立ち加賀田会長のあいさつの後、生衛業の発展等に功績のあった方々22名に生活衛生功労賞を授与するとともに、同一施設に長年勤務され、勤務成績が優秀な方1名に生活衛生関係優良従業員として表彰した。併せて、協議会に多大なるご指導を賜った行政職員及び日本政策金融公庫支店長等に感謝状を贈呈した。

その後、ご来賓の栃木県知事福田富一氏、栃木県議会議長螺良昭人氏をはじめ多くの方々からご祝辞をいただき、議事の審議に入った。

議事では、加賀田会長が規定により議長に就任し、第1号議案から第4号議案までの提出議案のすべてが原案どおり可決され、引き続き、報告事項では協議会及び（公財）栃木県生活衛生営業指導センター（以下「センター」という。）の役員等の変更報告の他、センターの事務執行方針が示された。

平成26年度栃木県生活衛生同業組合協議会事業計画

1. 生活衛生同業組合及び協議会各支部の組織強化
2. (公財)栃木県生活衛生営業指導センターの事業に対する協力
3. 生活衛生功労者等の表彰
4. 全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会及び県内各組合との連携
5. 行政機関の実施する事業への参加及び関係団体等との連絡
6. 生衛業の近代化、合理化対策のための関係機関への要望陳情
7. その他、目的達成のために必要な事業

食品営業者の皆様へ

食中毒の予防対策を徹底しよう!

- 平成26年10月4日～7日は「ねんりんピック栃木2014」が開催されます。
- 開催期間中は、全国から多くの参加者が来県します。
- 関係営業者の皆様は、食品を提供する際には、以下の「食中毒予防3原則」を徹底し、安全でおいしい食品を提供してください。

食中毒予防の三原則

つけない

- ◎石けんでこまめに手を洗う
- ◎調理器具も洗浄消毒を徹底する



増やさない

- ◎調理後の食品は長時間室温に放置しない
- ◎温度管理が必要な食品は冷蔵保存する



やっつける

- ◎加熱が必要な食品は、中心部75℃で1分以上を目安とする

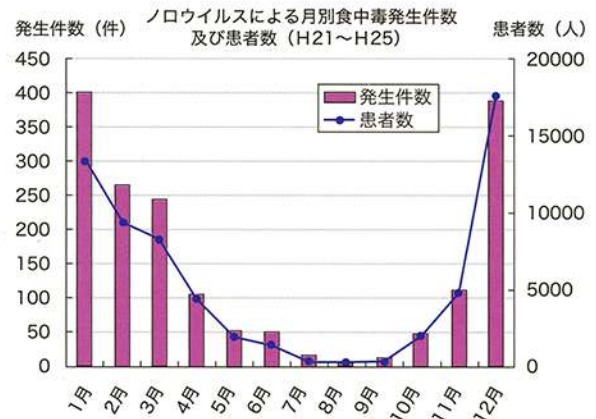
ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90℃で90秒以上



平成25年度は、県内では食中毒発生事例のうち半数がノロウイルスを原因とするものであり、この中には大規模な事例も含まれており、特に注意が必要です。

平成25年度栃木県内の食中毒発生状況 (宇都宮市を含む)

No.	発生年月	管轄保健所	病因物質	原因食品	原因施設	喫食者数(名)	患者数(名)
1	6月	宇都宮市	カンピロバクター	飲食店料理	飲食店	10	5
2	8月	県南	腸炎ビブリオ	寿司	飲食店	78	11
3	8月	宇都宮市	サルモネラ属菌	仕出し弁当	飲食店	26	11
4	12月	県西	ノロウイルス	不明(ホテル提供食事)	飲食店(旅館)	1,667	251
5	1月	宇都宮市	ノロウイルス	飲食店料理	飲食店	61	41
6	3月	県南	ノロウイルス	弁当	飲食店	146	77
合計						1,988	396



●まず、ノロウイルスのおさらいをします

感染経路

〈食品からの汚染〉

- ・感染した人が調理などをして汚染された食品
- ・ウイルスが蓄積した、加熱不十分な二枚貝

〈人からの感染〉

- ・患者の便やおう吐物からの二次汚染
- ・家庭や施設内等での飛沫による感染

症状


〈潜伏期間〉

- ・感染から発症まで24～48時間

〈主な症状〉

- ・吐き気、おう吐、下痢、腹痛等が1～2日続く

※感染しても、症状のない場合や軽い風邪のようなこともあります。



●続いて、食中毒予防対策です（ノロウイルスなどの食中毒予防に極めて重要!）

(1) 何とんでも、『石けんでのおまめな手洗い』です!

- ノロウイルス食中毒は、夏場でも発生しています。
- 常に食品への汚染の危険性があるものとして、食品を取り扱ってください。

トイレの後 調理施設に入る前 料理の盛付けの前 次の作業に入る前

① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

② 手の甲をよくのばすようにこすります

③ 指先、爪の隙間を念入りにこすります

④ 指の間を洗います

⑤ 親指と手のひらをねじり洗います

⑥ 手首も忘れずに洗います

①～⑥を2回繰り返しましょう

- 石けんで洗い終わったら、十分に流水で流し、ペーパータオルなどでよく拭き取って乾かしてください
- 手を乾かした後、消毒用アルコールを噴霧すると効果的です*
- 傷がある手指で直接食品に触れると、黄色ブドウ球菌による食中毒の原因となる可能性があります。

※アルコールは、ノロウイルスにはあまり効果がないとされていますので注意しましょう

(2) 食品の調理、配膳に関わる方は、日頃の健康管理も大切です!

- ① 普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意する。
- ② 症状があるときは、食品を取り扱う作業は絶対にしない。
- ③ 症状が分かったときは、すぐに責任者に報告する仕組みを作る。

(3) 調理器具の適切な消毒方法を、必ず覚えてください!

- ① 十分に洗浄後、『塩素濃度200ppmの次亜塩素酸ナトリウム液』で5分以上浸しながら拭く。
- ② 塩素消毒できない器具は熱湯で安全に熱をかける。

次亜塩素酸ナトリウム液の調製方法

6%含有の市販品を使用した場合

表の必要量を
2リットルのペットボトルに入れて
水で薄める

消毒したいもの	塩素濃度	必要量(キャップ) ※キャップ1杯=約7ml
まな板・ふきん・生野菜・果実	100ppm	½杯
調理器具	200ppm	1杯
おう吐物など	1000ppm	5杯

誤って飲んだり調理に使用したりしないようにラベルを貼り、調味料とは区別して管理しましょう。

平成26年度経営特別相談員等研修会（県央ブロック）開催



去る7月22日（火）午後1時20分から宇都宮市保健所大会議室において、県央地区を対象にした同研修会に約6割強の経営特別相談員（以下「特相員という。」）が参加して開催された。（写真）この研修会は、特相員の資質の向上と組合員に対する経営相談事業の充実・強化を図ることを目的とした講座で、特相員の特別指導事業について、特相員制度の概要や役割について、さらに生衛業

を巡る経済動向や税制及び融資などについて4時間に渡って熱心に研修された。また、研修終了後のアンケート調査では全てのカリキュラムにおいて参加者全員から「参考になった。」と回答されたが、一方「研修時間が長すぎる。」との意見も今後の検討課題としていかなければならない。総じて、研修で得た知識を特相員として、経営、接客、税制などの面で、自らの経営方針を復習するとともに、組合員からの相談や施設への巡回指導に役立てるような貴重な感想も聞くことができたことから、極めて内容のある充実した研修であったと思われる。

平成26年度後継者育成支援協議会の開催



去る7月25日（金）午後2時から宇都宮市内において、同協議会を開催した。（写真）この協議会には、少子高齢化による後継者難に対応するため、平成20年度から制度化して実施しているものであり、そのメンバーに栃木県高等学校連合会長、栃木県私立中等高等学校連合会長や栃木県産業労働観光部労働政策課及び同保健福祉部生活衛生課の行政からの助言を仰ぎ、14業種の理事長が参加して実施した。協議の内容は、昨年度の実施状況、特にある組合では国の補助事業として実施したことなどを実績評価、検証することによって今年度の実施計画について論議がされた。事業実施にあたり、業種間の隔たりがないよう各組合が共通の認識を持ち、この事業に取り組むとともに、業種間を超えて実施することなども議論された。今年度も、昨年度からワンステップアップした事業とするよう意思統一して終了した。

平成26年度協議会各支部長、事務局長、特相員部会長会議の開催



去る6月24日（火）午後2時30分から宇都宮市内ホテルニューイタヤにおいて、加賀田理事長が出席し、県から生活衛生課長代理として谷田部主幹及び担当の岡村課長補佐の出席の下、県内11支部の支部長、事務局長及び経営特別相談員部会長（以下「特相部会長」という。）等が出席して開催されたが、都合により支部長である大島支部長（小山支部）、棚橋支部長（南那須支部）、大橋特相部会長（南那須支部）、小野田特相部会長（佐野支部）及び石原島事務局長（鹿沼支部）が欠席された。

会議は、栃木県生活衛生同業組合協議会（以下「協議会」という。）関係で5つの議題及び（公財）栃木県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）関係で12の議題、その他として「組合加入について」などの啓発用各種パンフレットや小冊子などを紹介し、組合加入や消費者啓発等に有効活用されるよう依頼した。

会議の主な内容は、指導センターから協議会各支部で実施される経営講習会、消費者懇談会について、毎年実施しているものの、経営講習会では「今、組合員が経営向上に向けて求めている話題とは何か。」等についての講習会としていくことや消費者懇談会では「今、消費者が考えていることや求めていることが何か。」を知る機会として、さらには業界から消費者へ「これだけは、お願いしたい。」というような懇談会とするよう協議した。

また、本県独自の事業である経営特別相談員（以下「特相員」という。）による生衛業特別指導事業（いわゆる巡回指導）は、30年近い歴史があり、「指導カルテ」を用いた「巡回指導」であるので、必ず目標件数（2,000件/組合員4,600人）を達成することができるようにすること。併せて、ひとり一人の組合員に「指導カルテ」を用い、組合のメリットを活かした組合員としての意識付け、動機づけを粘り強く指導するとともに、特相員として行政や指導センターとのパイプ役でもあることを共通認識した。

さらに、「クリーニング師等研修会」では受講率アップを目標として実施しているが、指導センターやクリーニング組合が最大限努力してもそこには限界があるので、このためこの研修会には引き続き行政からの強力なご指導の下で実施していかなければならないことを確認した。

今年度とも、県民生活に欠くことの出来ない営業として、経営の向上及び衛生水準の維持向上並びに組合の活性化に向けて、引き続き組合員が一丸となって各種事業を積極・果敢に取り組んでいくことを共有した。

平成26年度クリーニング師研修と業務従事者講習が始まりました。 (第9クール2年目)



今年度の研修・講習は、第9クール（平成25～27年度）の2年度目にあたり、クリーニング師は3年に一度の研修を、また、事業主である経営者は従業員を3年に一度、講習を受講させなければならないことが、「クリーニング業法」で規定されている。

本年度1回目のクリーニング師研修を7月1日（火）に安足健康福祉センターで開催したところ、59名のクリーニング師の皆さんが熱心に研修を受講された。（写真）

この他、本年度の研修はクリーニング師研修が9月9日（火）に宇都宮市保健所、11月28日（火）に県東健康福祉センターで開催を予定している。

また、従事者講習は、10月28（火）に安足健康福祉センター、12月9日（火）に宇都宮市保健所で開催を予定しているので、併せて対象者全員の受講をお願いします。

~~~~~

### 行政機関のご案内

| 名称          | 所在地           | 電話番号           | FAX番号            | 担当区域                |
|-------------|---------------|----------------|------------------|---------------------|
| 県保健福祉部生活衛生課 | 宇都宮市塙田1-1-20  | ☎ 028-623-3110 | FAX 028-623-3116 |                     |
| 県西健康福祉センター  | 鹿沼市今宮町1664-1  | ☎ 0289-64-3125 | FAX 0289-64-3916 | 鹿沼市                 |
| 今市健康福祉センター  | 日光市瀬川51-8     | ☎ 0288-21-1066 | FAX 0288-22-6321 | 日光市                 |
| 県東健康福祉センター  | 真岡市荒町2-15-10  | ☎ 0285-82-3321 | FAX 0285-84-7438 | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 |
| 県南健康福祉センター  | 小山市犬塚3-1-1    | ☎ 0285-22-0302 | FAX 0285-22-8403 | 小山市、下野市、上三川町、野木町    |
| 栃木健康福祉センター  | 栃木市神田町6-6     | ☎ 0282-22-4121 | FAX 0282-22-7697 | 栃木市、壬生町             |
| 県北健康福祉センター  | 大田原市住吉町2-14-9 | ☎ 0287-22-2364 | FAX 0287-23-9433 | 大田原市、那須塩原市、那須町      |
| 矢板健康福祉センター  | 矢板市本町2-25     | ☎ 0287-44-1296 | FAX 0287-43-9053 | 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町   |
| 烏山健康福祉センター  | 那須烏山市中央1-6-92 | ☎ 0287-82-2231 | FAX 0287-84-0041 | 那須烏山市、那珂川町          |
| 安足健康福祉センター  | 足利市真砂町1-1     | ☎ 0284-41-5900 | FAX 0284-44-1088 | 足利市、佐野市             |
| 宇都宮市保健所     | 宇都宮市竹林町972    | ☎ 028-626-1108 | FAX 028-627-9244 | 宇都宮市                |



“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。マークのある  
**理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店**は  
**Safety [安全]・Standard [安心]・Sanitation [清潔]**の  
 3つのサービスをお約束させていただきます。

選んで安心 マークのお店

詳しくは（公財）栃木県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ